

# 高知県教育委員会 会議録

令和4年3月定例委員会

場所：教育委員室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和4年3月25日(金) 13:30

閉会 令和4年3月25日(金) 15:00

## (2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

## (3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	合田 和穂
〃	教育次長	菅谷 匠 (付議第12号及び第13号のみ)
〃	教育次長	黒瀬 渡
〃	教育政策課長	小笠原直樹
〃	教職員・福利課長	中平 貢正 (付議第1号及び第8号のみ)
〃	幼保支援課長	田中 健 (付議第1号のみ)
〃	小中学校課長	武田 浩志 (付議第11号及び第12号のみ)
〃	高等学校課長	濱川 智明 (付議第1号及び第9号のみ)
〃	高等学校振興課長	野田 健一 (付議第1号のみ)
〃	特別支援教育課長	高橋 信司 (付議第1号及び第9号から第12号のみ)
〃	生涯学習課長	原 貴 (付議第13号のみ)
〃	文化財課長	中内 勝 (付議第5号から第7号のみ)
〃	人権教育・児童生徒課長	飯田 泰明 (付議第1号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	三谷 玲子
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	北村 朋理 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	前田つぼ美 (会議録作成)

## (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

### 【冒頭】

教育長	3月定例委員会を開催する。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第12号及び第13号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員  
教育長

全員挙手  
それでは、付議第 12 号及び第 13 号を非公開の取扱いとする。

【付議第 1 号 第 3 期高知県教育振興基本計画の第 2 次改訂に関する議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

教育長	第 4 回高知県総合教育会議でご議論いただいた教育大綱については、平成 26 年法改正により、知事が教育委員会と協議しながら教育の方針、いわゆる教育大綱を定めることになり、各県、各市町村において定めることになっている。県レベルの教育大綱でいうと、他県の教育大綱は 20 ページくらいで、高知県のような分厚い教育大綱、教育振興基本計画を作成している県はおそらくない。さらに毎年 KPI を設定し現状を把握、分析して高知県の教育をどうしていくか、見直しをしながらバージョンアップしていくところはまれで、かなり力を入れて取り組んでいる。
町田委員	言葉にするとしないとは意識は変わると思うので、総合教育会議での意見を反映していただいてありがたい。
弥勒委員	遠隔授業で、大学進学や公務員試験等の成果をあげられているということだが、遠隔地だけに限らない話だと思う。登校が難しい人のための可能性も感じられると思う。資格取得に苦戦されていることは、資格の難易度もあると思う。実際にやってみて、遠隔授業が対面授業と必ずしも同じレベルで実施できるわけではないと思うが、リモートでの授業や補習での良い部分、対面での授業の方が良いという観点で、何か分かることはあるか。例えば料理の実習だとか、化学や物理の実験などはリモートでは難しいのではないかと思う。
事務局	資格試験の実技は難しいと思う。英語検定向けのものでは、通信状況が良くないときは、タイムラグ、発音していても音が途切れたりするときがあり、なんとかならないかとの声もあった。その後は大分改善されてきており、（実用の）可能性もどんどん広がっていくと思う。
弥勒委員	登校ができない人達に、学校への通学による勉強以外の選択肢を用意することまで含めてリモートを活用されているのか。
事務局	中学校までの義務教育では、校長が認めた場合は、ICT を使ったものも指導要録上出席扱いとしている。家庭や教育支援センター、校内適応指導教室などから、ICT を通じて授業風景を見ながら授業に参加する取組は始まっている。現在本県では実践研究指定校に 4 校定めて取り組んでおり、これから広げていくべきテーマである。

平田委員	<p>知の分野については学校に大きな責任があると思う。基本目標にしている高校生の学力問題では、117 の事業の目標値に対しては取組が進んでいると思うが、高等学校で学校支援チームをつくり組織的な取組をしている中で学力が下がっている状況がある。小中学校では学力が改善傾向と分析されているので、中学校と連携しながら、高等学校の学力をどうつけていくか、来年度は徹底的に取り組んでいただきたい。ある高等学校のアンケートによると、子どもたちが勉強の仕方を分かっていないということがあった。チーム学校で、全ての高等学校の基本目標を達成できるよう、ぜひ来年度、高等学校課の支援チームや学校長を中心に、入学した生徒に、目標に対する一定の力をつけていただきたい。</p>
事務局	<p>令和3年度は令和2年度と比較して若干D3層が増えている。ただし(学力定着把握検査のうち)今年1月に実施した2回目は(年度初めに実施した)1回目と比較すると改善してきているという結果もある。ただ、そういった中でD3層の割合が目標値に達していないので、支援チームを中心とした取組を次年度も継続していく。学校ごとの課題を深掘りした上で支援チームの訪問に向け、現在準備しているところであり、取組を充実させていく。</p>
平田委員	<p>課題に沿った指導をお願いしたい。</p>
事務局	<p>今日いただいたご意見は新教育長にもお伝えし、年度当初から課題意識を持って取組を進めていく。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第2号 高知県教員育成指標の改訂に関する議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

森下委員	<p>大学では、情報社会の変化を受けて、来年度から情報に関する教育内容を大きく変えようとしている。それを考えると、もう少しレベルを高くしてもいいと思う。現状はこれかもしれないが、大学教育も変わってきているので、その変化に応じて随時見直しをしていただきたい。</p>
事務局	<p>栄養教諭等についても、これからICTの活用は欠かせない。ICTそのものの進化も、年数がたつと違ってくるので、そのときの状況、時代に合わせて進化させていく必要がある。</p>

森下委員	ICTでは倫理的な側面も大事であり、大学でも倫理の項目を授業内容に入れたりもしているが、教育現場でも大事な視点ではないかと思う。大学教育もかなり変わってきているので、情報収集をしながら改善していただければと思う。
事務局	付議第1号の内容になるかもしれないが、教育大綱、教育振興基本計画にも情報モラル教育の充実というものをあげており、子どもたちに情報モラルの適切な指導をしていくことが大事として、情報モラルハンドブックを策定し、学校でも活用していくこととしている。
教育長	18歳成人に向けての社会人としての教育に繋がっていくので、情報モラルについて子どもたちに指導するにあたり、教員も含めてということである。
教育長 各委員 教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

- 教育政策課長 説明
- 質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

【付議第4号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案（教育政策課）】

- 教育政策課長 説明
- 質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。

【付議第5号 地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案 (文化財課)】

○文化財課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第5号を原案のとおり議決する。

【付議第6号 高知県文化財保護審議会委員の解任議案 (文化財課)】

○文化財課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長	付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第6号を原案のとおり議決する。

【付議第7号 登録審査委員の解任議案 (文化財課)】

○文化財課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長	付議第7号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第7号を原案のとおり議決する。

【付議第8号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

教育長	へき地学校等の級地決定に係る算定の計算はかなり複雑なのか。
事務局	点数に置き換えて級地を決定している。基準点数があり、例えば総合病

	<p>院までの交通機関があるとか、病院までの距離などで細かく点数化されている。資料 15 ページ、参考資料 7 の「2 へき地手当の額」の「支給割合」のところで、5 級地だと 200 点～となっており、それぞれ一定の幅はあるが、その中で級地が決定する。</p> <p>大川小学校の義務教育学校化に伴う 4 月の見直しにあたっては、新しい基準で指定となるが、この 4 月から新たに赴任する教員に対して適用され、今年から引き続き在籍する教員については、今までの手当の額が現給保障される形になっている。</p>
教育長	4 月に新しく赴任する先生は 4 月の給与から支給されるのか。
事務局	支給できるよう 4 月定例委員会に付議するが、4 月定例教育委員会が 19 日開催予定で、給与支給日が 16 日であるため、5 月に遡って 2 ヶ月分支給となる。
教育長 各委員 教育長	<p>付議第 8 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手</p> <p>付議第 8 号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第 9 号 高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案

(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	<p>付議第 9 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手</p> <p>付議第 9 号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第 10 号 高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案

(特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

教育長	本人との続柄は何と書くのか。
事務局	父、母等と書く。

教育長	改正理由の説明では、成年の場合には経済的に負担する者を書くのではないか。
事務局	実際に経済的負担をしている者の続柄を書くことになる。
教育長	叔父でもいいのか。経済的負担をしているか確認するのか。
事務局	そうである。盲学校では働きながら学ぶ生徒もいるので、そういう場合は本人になる。
教育長 各委員 教育長	付議第 10 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 10 号を原案のとおり議決する。

【付議第 11 号 高知県教科用図書選定審議会への諮問議案 (特別支援教育課)】

- 特別支援教育課長 説明
- 質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	付議第 11 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 11 号を原案のとおり議決する。

【付議第 12 号 令和 4 年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案(特別支援教育課)】

- 特別支援教育課長 説明
- 質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第 12 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 12 号を原案のとおり議決する。

※委員名簿は別紙のとおり

【付議第 13 号 高知県立図書館協議会委員の任命議案

(生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	付議第 13 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第 13 号を原案のとおり議決する。

※委員名簿は別紙のとおり

(5) 議決事項

付議第 1 号から第 13 号 原案どおり議決